

COP12 及び COP/MOP2 ハイライト

2006年11月8日水曜日

水曜日、SBIは午前中に会合し、附属書 I 国別報告書、適応基金、京都議定書の下でのキャパシティビルディング、悪影響と対応措置に関する3条14項、遵守に関する議定書の改訂、国際取引ログ、議定書の構成機関の職員に対する特権と免責を議論した。AWGは、午後に会合し、一般的なステートメントおよび前日開催された会合期間中ワークショップの概要について聞き、将来約束およびAWGの作業計画を議論した。これに加えて、コンタクトグループおよび非公式協議が一日中開催され、適応作業プログラム、技術移転、資金メカニズム、対応措置といった問題が取り上げられた。

SBI

附属書 I 国別報告書：京都議定書3条2項（実証可能な進展）に関する統合報告書：事務局からこの問題が提出された。(FCCC/SBI/2006/INF.2 and FCCC/SBI/2006/INF.7) 中国は、G-77/中国の立場で発言し、附属書I諸国での温室効果ガス排出量の増加と報告の遅れに対する懸念を表明した。フィリピンは、議定書10条および11条(既存の約束、資金メカニズム)に基づく約束の完全な実施を求めた。EUは、京都議定書の下での約束はすべて実施していると述べた。Henriette Bersee (オランダ)およびArthur Rolle (バハマ)が、非公式協議での調整をはかることとなる。

適応基金：事務局からこの問題が提出された。(FCCC/SBI/2006/MISC.7 and Add.1; FCCC/SBI/2006/MISC.11 and FCCC/SBI/2006/MISC.16) フィリピンは、G-77/中国の立場で発言し、組織上のアレンジについて決定する前に、この基金の原則や管理構造、および方法に関する合意を見る必要があると述べ、この基金は、COP/MOPに対して責任を負うべきであることを強調した。ツバルは、AOSISに代わって発言し、この基金の方法に関する議論を歓迎し、多くの脆弱な途上国を支援する適応プロジェクトには、コストの全額供与が必要だと力説した。バングラデシュは、LDCsの立場で発言し、この基金は、CDM理事会のように、LDCsを含めた各地域を代表する執行機関に

The Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> の執筆者、編集者: Suzanne Carter, Xenya Cherny Scanlon, Peter Doran, Ph.D., María Gutiérrez, Miquel Muñoz, Chris Spence. デジタル編集者: Dan Birchall. 編集長: Pamela S. Chasek, Ph.D. pam@iisd.org. IISDレポーティングサービス責任者: Langston James "Kimo" Goree VI kimo@iisd.org. ENBのSustaining Donorは以下の国政府です。アメリカ合衆国政府(国務省・海洋国際環境科学局経由)、カナダ政府(CIDA経由)、英国政府(国際開発省経由)、デンマーク外務省、ドイツ政府(連邦環境省BMU、連邦開発協力省BMZ経由)、オランダ外務省、欧州委員会(DG-ENV)、イタリア環境領土省自然保護局。2006年のENBへの全体的な支援は以下の機関、国政府より提供されています。国連環境計画(UNEP)、スイス環境森林国土庁(SAEFL)、オーストラリア政府、オーストラリア連邦環境省、ニュージーランド外務貿易省、SWAN International、日本環境省(地球環境戦略研究機関IGES経由)、日本経済産業省(地球産業文化研究所GISPRI経由、なお本会合の日本語の翻訳はGISPRIが行っています。)。ENBのフランス語訳にあたってはInternational Organization of the Francophonie (IOF) 及びフランス外務省、スペイン語訳についてはスペイン環境省より支援が提供されています。ENBに掲載される意見は執筆者のものであり、必ずしもIISDや他の支援者・支援団体の意見を反映したものではありません。ENBの抜粋・引用は、適切な学術的引用とともに、非営利の出版物にのみ可とします。ENBおよびレポーティングサービスに関するお問い合わせはIISDレポーティングサービス責任者まで <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 212 East 47th St. #21F, New York, NY 10017, USA. 2006年UNFCCCナイロビ会議のENBチーム連絡先はメールアドレス chris@iisd.org.

より管理されるべきであると述べた。日本、ノルウェー、スイスは、この基金の管理では、GEFが最善の立場にあると述べた。EUは、この基金の統治構造と早期の運用開始についてさらに検討するよう求めた。Becker議長は、Philip Gwage (ウガンダ)とAdrian Macey (ニュージーランド)を共同議長とするコンタクトグループを設置した。

議定書3条14項：締約国数カ国は、2006年9月4-6日、アラブ首長国連合のアブダビで開催された報告書作成方法論に関するワークショップの成果を省みた(FCCC/SBI/2006/27)。EUは、重要な議題の多さと、SBSTAの議定書2条3項(政策と措置の悪影響)という議題項目との重複に懸念を表明し、日本とノルウェーの支持を得た。同代表は、この両方の問題を一つの議題とし、コンタクトグループで取り上げることを提案した。サウジアラビアは、G-77/中国の立場で発言し、これら二つの問題は別々なものであると主張した。Becker議長は、これら二つの議題項目に関する手続きを11月10日のSBSTAで決定するとの観点で、Angela Churie-Kallhauge (スウェーデン)およびAl Waleed Hamad Al-Malik (UAE)を進行役とする3条14項の非公式協議を開くと発表した。

京都議定書の下でのキャパシティビルディング：日本は、利害関係者の「ニーズと志向」を取り入れることを勧め、タンザニアは、G-77/中国の立場で発言し、資金援助および技術援助に関する決定書21/CMP.1および2/CP.7を想起し、EUとともに、CDMプロジェクトへの参加における地域格差を取り上げるよう求めた。Crispin d'Auvergne (セントルシア)とHelmut Hojesky (オーストリア)が、コンタクトグループの共同議長を務める。

議定書の改訂：事務局は、決定書27/CMP.1が、SBIに対し、SBI 27で議論を終わらせることを念頭に、遵守の手順およびメカニズムに関する改訂についてさらなる検討を行うよう求めていると述べた。EUは、改訂に反対しているわけではないが、当面のところ改訂の採択や発効には実際上大きな困難があると述べた。Becker議長が、SBI結論書案を作成する。

国際取引ログ(ITL)：Becker議長は、ITLの実施に関して大きな進展があったことを報告した。事務局は、ITL管理者の報告書(FCCC/KP/CMP/2006/7)に留意するよう求めた。EUは、これまでの進展を歓迎した。同代表は、ITLが、2007年4月に、CDM登録簿とのリンクも含め全面的に運営可能となることが最優先の課題であると指摘し、これには、登録システムを早ければ2007年には開発し試験する必要があると述べた。SBI結論書の草案が作成されることになる。

特権と免責：事務局は、議定書構成機関の個人に対する特権と免責の問題を提出した。(FCCC/SBI/2006/20 and FCCC/SBI/2006/21) EUは、個人に対するクレームがおきるリスクは、一部のものが示唆するほど大きくはないと述べた。同代表は、一定の短期的な措置を行うと同時に、リスクの可能性を検討し、その後、2013年以降の問題に関する議論の中で、長期的な問題を取り上げるよう提案した。アルゼンチンは、プロジェクトディベロッパーに対し、京都議定書の理事会などの個人に対して法的措置をとる権利を放棄するよう求めるべきであると提案した。Paul Watkinson (フランス)がコンタクトグループの議長を務める。

AWG

AWGは、一般的なステートメントの発表を開始した。南アフリカは、G-77/中国の立場で発言し、ここでの議論は3条9項（将来約束）に限定するべきで、他の条項と結びつけるべきではないと述べた。EUは、議定書の附属書I締約国による行動が、気候変動に対応するには不十分であることを強調した。オーストラリアは、将来枠組には全ての主要排出国が含まれるべきであると述べた。カナダは、「京都ファミリー」を拡大しやすいようにする必要があることを強調し、ロシア連邦は、自主的な約束を力説した。G-77/中国、LDCs、CLIMATE ACTION NETWORK、その他は、附属書I締約国が大胆な目標をとるよう提案し、ロシア連邦は、目標を決定する場合には各国の国情に配慮することを強調した。

メキシコは、UNFCCC2条（条約の目的）について、大気中の二酸化炭素濃度の目標を設定するなど、具体的な数値を出すことを提案した。ニウエは、2°Cという目標は不適切であると批判した。G-77/中国およびEUは、目標を完全な科学的根拠に基づくものにするべきだと述べた。アルジェリアは、アフリカグループの立場で発言し、更なる情報が必要だというのは、行動をとらないことの言い訳にはならないと述べた。

大半の締約国が、第一約束期間と第二約束期間との間に間隙がないようにし、炭素市場やCDMに対して、継続性についての強力なシグナルを送る必要があることを強調した。G-77/中国、ガンビア、グレナダ、CLIMATE ACTION NETWORK、その他は、附属書I締約国のさらなる約束の議論を2008年には終わらせるべきだと述べ、日本はこれに反対した。G-77/中国、LDCs、BUSINESS COUNCIL FOR SUSTAINABLE ENERGY、その他は、約束期間を長くするよう提案した。G-77/中国、アフリカグループ、その他は、具体的な行動計画とタイムテーブルを提案した。

Zammit Cutajar議長は、検討すべき項目を指摘したが、この中には、AWG会合の回数についての議論、AWG 4の会合をUNFCCCの対話と続けて開催すること、会合期間中ワークショップをさらに多数回企画すること、柔軟性メカニズムの継続性についてシグナルを送ること、大いなる(aspirational)目標に向けての作業を開始すること、附属書I締約国の「野心」のレベルの集約をはかること、将来の約束期間の長さを決定することが含まれる。日本は、3条9項の義務は附属書Bの改訂であり、柔軟性メカニズムの継続性を取り扱うことではないと指摘した。ノルウェーは、約束の期間は、約束をする締約国の数やそれぞれの約束の大きさと切り離しては決められないことを強調した。

南アフリカは、一連のワークショップを開催するより、組織化された行動計画を策定するほうが、市場に明確なシグナルを送れることを強調した。スイスは、特に、2007年には特定の注目分野に関して3回のAWGの会合を開催し、COP/MOP 3では分析を終えることを提案した。

コンタクトグループと非公式協議

適応5ヵ年作業計画：共同議長のHelen Plume (ニュージーランド)は、この作業計画の毎年の活動を含めた文書

(FCCC/SBSTA/2006/CRP.1)を提出した。フランスは、EUの立場で発言し、冒頭の文章に懸念を表明し、カナダもこれを支持した。米国、カナダ、メキシコは、この会合の現在の義務は、初期の活動リストについて合意することであることを強調した。G-77/中国は、活動リストの中の副題の内容とその成果が重要であることを指摘した。同代表は、専門家グループ設置の可能性について、多様な適応イニシアティブ同士の連携を容易にする窓口が必要であることを強調し、専門家グループではなくワーキンググループに委託することを提案した。EU、オーストラリア、カナダ、米国は、初期の活動リストが決定されるまで、この問題に関する態度を保留した。非公式協議は木曜日にも続けられる。

技術移転：EUとG-77/中国は、この問題に関するそれぞれの決定書草案を提出した。米国、オーストラリア、スイス、その他は、EU文書を交渉の土台とすることを支持した。この文書は、枠組およびEGTTの継続を提案している。より長いG-77/中国の提案には特に次のものが含まれる：技術開発と技術移転の理事会を設置しこれをCOPに直接報告する常設機関とすること、知的財産権の「買い上げ」を容易にするための新しい資金メカニズムや多国間の技術購入基金、技術開発および技術移転のためのクレジット創設の可能性、技術移転の進展をモニタリングする実績指標の策定。米国は、提案されている基金とWTOの規則との問題を指摘した。グルジアは、EGTTに、EIT諸国の代表が入っていないことを強調した。非公式協議は夜も続けられる。

資金メカニズム (条約)：このコンタクトグループは、SB 24結論書(FCCC/SBI/2006/L.4)に基づく資金メカニズムの第三回レビューの検討を開始した。参加者は、緩和および適応への言及が含まれる序文について議論した。G-77/中国は、共通だが差異ある責任を考えると、適応こそ重要な問題であることを強調した。EUは、条約およびCOPガイダンスに則った緩和を志向し、米国は、緩和と適応の両方を締約国にとっての重要な問題であるとする言及を提案した。運用に関する文章 (operative paragraphs) に関して、参加者は次の項目に関する言及について議論した：GEFの第四次資金補填、GEFの第三回総会の成果、RAFの中期レビュー、GEF第5回資金補填の交渉に関する情報の提供。

決定書I/CP.10の実施：締約国は、決定書I/CP.10で義務付けられている対応措置の影響に関する会合期間中の活動および会合前の活動の報告書について議論した。モデル化のツールや方法論、そして資金のリスク管理に焦点を当てた専門家会合(FCCC/SBI/2006/13)について、締約国は今後の検討に処す題目のリストを議論した。サウジアラビアは、モデル研究者に有用な成果に関するガイダンスを提供することの重要性を指摘した。しかしポルトガルは、EUの立場で発言し、「彼ら (モデル研究者) に、どうしろこうしろというのは、こちらのすることではない。彼らの作業に注意を払うことだ。」と述べた。オーストラリアは、さまざまな情報交換の場があることの重要性を指摘し、気候変動プロセスの域を超えた経済多角化の広範な関連性を指摘した。木曜日に、非公式協議が行われる。

非附属書 I 国別報告書：非附属書I締約国の国別報告書に関する非公式協議が開催された。共同議長のBersee

とRolleは、専門家諮問グループの作業、および資金援助ならびに技術援助の条項に関する文書案を提出した。後者に関して、RAFに関係するGEFからの情報について懸念が表明された。さらなる協議が開かれる予定。

吹き抜けの廊下にて

オブザーバーの話によると、火曜日の会合期間中ワークショップでは忌憚のない議論が行われたようだが、水曜日のAWGでは、政治的な動きが勢いを取り戻したようである。各グループが公式議題の議論に戻る中、「対立の溝に戻り」、リハーサル済みの立場に戻ったことを嘆く参加者の声が聞かれた。

議題についての意見対立は、この日、他の場所でも見られたようで、参加者の中には、SBIの議題を合理化しようとする締約国が直面した困難について議論するものもいた。オブザーバーは、悪影響と対応措置に関するSBIとSBSTAの議題項目二つを一つにしようとのEUの努力が、サウジアラビアや他の諸国など、これらの議題に重点をおく諸国によって一蹴されたことを指摘した。ある参加者は、「これだけ重要かつ多数の議題を抱えているのに、どのグループであれ、それぞれが優先課題とする議題項目の議論時間を犠牲にしてもらうのは、ほぼ不可能だ」と説明した。

別なニュースだが、水曜日、参加者がCOP議長のオフィスを頻繁に出入りしており、Kivutha Kibwanaは、この一日、主要な参加者と交渉の行方を探ろうとしたようである。

NEDOからの委託により GISPRI 仮訳